

○埼玉県警察情報管理システムによる交通事故分析システム実施要領

令和3年2月25日

交総第163号

警察本部長

埼玉県警察情報管理システムによる交通事故分析システム実施要領の制定について（通達）

埼玉県警察情報管理システムによる交通業務管理実施要領（平成17年交企第817号）に規定する交通業務管理システムにおいて管理する情報等と地図情報とを関連付けて、より効率的な交通事故防止対策の企画及び立案並びにその効果の客観的な検証を行い、もって交通事故の防止を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、令和3年3月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県警察情報管理システムによる交通事故分析システム実施要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察情報管理システムによる交通事故分析システム（以下「交通事故分析システム」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において使用する用語は、警察情報管理システム等運用管理規程（平成23年埼玉県警察本部訓令第32号）において使用する用語の例によるほか、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

- (1) 住所エリア 市町村、町丁字等の区域をいう。
- (2) 警察署エリア 警察署の管轄区域をいう。
- (3) 交番エリア 交番の管轄区域をいう。
- (4) 地域メッシュ 緯度経度に基づき地域を網の目状に細分したものをいう。
- (5) 道路ネットワークデータ 道路を点と線の組合せで表現し様々な情報を付与した地図データをいう。

第3 運用体制

1 システム運用責任者

- (1) 警察本部にシステム運用責任者を置き、交通部交通総務課長をもって充てる。
- (2) システム運用責任者は、交通事故分析システムの実施に関する責任者として、交通事故分析システムの運用及び取扱情報の管理に係る事務の総括及び指導教養を行い、交通事故分析システムを適正かつ円滑に運用するものとする。

2 運用管理者

- (1) 全所属に運用管理者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、所属における交通事故分析システムの運用及び個人情報等の管理について、その適正な取扱いを確保するため、必要な事務を処理するものとする。

3 運用管理担当者

- (1) 全所属に運用管理担当者を置き、警察本部所属にあつては課長補佐以上の職にある者のうち運用管理者が指定するもの、警察署にあつては課長又は課長代理をもって充てる。
- (2) 運用管理担当者は、運用管理者の任務を補佐するものとする。

第4 基本台帳

1 基本台帳

総務部情報管理課に、交通事故分析システムに関する次の基本台帳（以下「ファイル」という。）を置くものとする。

（基本台帳省略）

2 登録情報

ファイルには、次の情報を登録するものとする。

（次表省略）

第5 機能

1 傾向分析機能

アクセス権を付与された者は、傾向分析機能により次に掲げる事項を行うことができる。

(1) 分析

簡便な操作により対象地域、期間、事故態様等を指定し、ファイルに登録されている交通人身事故情報から事故多発エリアを分析し、及び抽出して交通事故発生傾向を地図上に表示するとともに、当該傾向に係るグラフを表示することができる。

(2) 出力

ア 前記(1)で分析した結果をエクセル形式で出力することができる。この場合において、出力した資料については、用済み後、速やかに廃棄するものとする。

イ 分析結果を部外に提供する場合は、交通人身事故情報、交通物件事務情報又は交通規制情報に係る部外提供用の地図を印字出力したものに限るものとし、交通違反・取締情報については部外に提供してはならない。

2 詳細分析機能

アクセス権を付与された者は、詳細分析機能により次に掲げる事項を行うことができる。

(1) 分析

傾向分析機能による分析に加えて、対象エリア（住所エリア、警察署エリア、交番エリア、地域メッシュ、道路ネットワークデータ、任意に作成したエリア等）の範囲、分析条件等を任意に指定し、各レイヤ上のデータを対象とした絞込み検索により、ファイルに登録されている情報を分析して検索結果として該当するデータの位置及び属性情報を抽出し、地図上に表示することができる。

(2) 出力

ア 前記(1)で分析した結果をエクセル形式で出力することができる。

イ 出力した資料の取扱い及び分析結果の部外への提供要領については、前記 1 (2)と同様とする。

3 交通事故防止対策登録機能

アクセス権を付与された者は、交通事故防止対策登録機能により次に掲げる事項を行うことができる。

(1) 登録

実施した交通事故防止対策（交通監視、警戒走行、交通安全教育、キャンペーン及び高齢者世帯訪問をいう。）の実施箇所を地図上の任意の地点に登録することができる。

なお、データの保存期限は、登録した年から起算して5年目の12月31日とする。

(2) 分析

前記(1)で登録した結果を傾向分析機能又は詳細分析機能による分析結果に反映させて分析することができる。

(3) 出力

ア 前記(1)で登録した結果及び前記(2)で分析した結果をエクセル形式で出力することができる。この場合において、出力した資料については、用済み後、速やかに廃棄するものとする。

イ 登録結果及び分析結果については、部外に提供してはならない。

第6 アクセス権

アクセス権の付与等については、警察情報管理システム等運用要領（平成23年情管第2547号）第4に定めるところによる。

第7 情報セキュリティ対策

情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、警察情報セキュリティに関する規程（平成19年埼玉県警察本部訓令第40号）、埼玉県警察情報セキュリティ対策基準（令和5年情管第811号。第8において「対策基準」という。）及び埼玉県警察情報セキュリティ対策実施細目（令和5年情管第812号）に定めるところによる。

第8 情報の分類

交通事故分析システムにおいて取り扱われる管理対象情報の分類は、対策基準に定める機密性 2（中）情報、完全性 2（高）情報及び可用性 2（高）情報とする。

実施日

この通達は、令和 3 年 3 月 1 日から実施する。

実施日（令和 5 年 3 月 30 日情管第 814 号）

この通達は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。